



福島医発第 2119 号 (地)
平成 26 年 10 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

医療従事者の勤務環境改善等に関する事項の施行について (情報提供)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号) については、本年 6 月 25 日に公布されたところですが、法第 3 条による医療法(昭和 23 年法律第 205 号)の一部改正により、医療従事者の勤務環境の改善に関する事項が平成 26 年 10 月 1 日より施行される(別添 1 参照)こととなった旨(別添 1 参照)、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件を含む「医療介護総合確保推進法の一部施行について(別添 2 参照)」につきましては、別途、平成 26 年 10 月 30 日付け福島医発第 2121 号(地)にて通知しておりますことを申し添えます。

記

1. 今回の法律改正の趣旨・概要

医療機関は主体的に「医療従事者の離職防止・定着対策」に取り組む必要がある。厚生労働大臣はそのための「指針」を定め、都道府県は支援の仕組みとして勤務環境改善支援センターの設置に努めることとしている。

2. 留意事項

< 1 > 医療機関の責務

医療機関の管理者は、医療法に定められた「指針」(=「医療分野の『雇用の質』向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」)に基づき、勤務環境改善の取組を進める。取組にあたっては、現状分析、改善方針の表明、計画の策定・実施、見直しという PDCA サイクルにより計画的に取組を行うように努める。

＜ 2 ＞都道府県の事務等

- ・都道府県またはその委託を受けた者は「勤務環境改善支援センター」を設立する。また、「勤務環境改善支援センター運営協議会」を設置し、関係者が連携して運営を進める。
- ・運営にあたっては、「地域医療支援センター」「ナースセンター」など各種の施策も合わせ地域の実情に応じた効果的な取組を実施する。

＜ 3 ＞勤務環境改善支援センター（以下、「支援センター」）の事業

- ・地域の関係者と連携し、支援センターの周知を図る。
- ・支援センターは、①医療機関の自主的取組、②各医療機関内での目的意識共有、③恒常的な改善が図れるシステム構築（PDCAサイクル）、④できる限り多くの医療機関の取組実施、を目指す。
- ・支援センターは医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザーを配置する。
- ・支援の実施方法としては、システム導入のための研修・ワークショップ、医療機関の訪問支援など、ニーズに応じた柔軟な手法を講じる。
- ・地域医療支援センター、女性医師バンクをはじめとした関係機関と連携協働した支援を行う。
- ・財源としては、「新たな財政支援制度」として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を活用していく。

3. 「勤務医の健康支援に関する検討委員会」の取組との関わり（別添3参照）

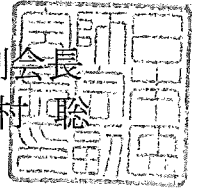
2. ＜ 1 ＞の「指針」には、日本医師会の「勤務医の健康支援に関する検討委員会」が作成した「勤務医労務管理に関する分析・改善ツール」が掲載されている。

「分析・改善ツール」による勤務環境改善の取組は、改正医療法に基づくものとなる。都道府県医師会においては、このツールを活用した研修・ワークショップを支援センターの事業として活用していく。

(地Ⅱ121)
平成26年10月17日

都道府県医師会
勤務環境改善担当理事 殿

日本医師会 副会長
今村 聡



日本医師会 常任理事
道永 麻里



医療従事者の勤務環境改善等に関する事項の施行について
(情報提供)

厚生労働省より、平成26年10月1日に医療従事者の勤務環境の改善に関する事項が施行となった旨、別添1のとおり各都道府県に周知されました。各都道府県医師会におかれましては、都道府県、関係各団体と連携し、取り組みを推進していただきますようお願いいたします。

なお、本件を含む医療介護総合確保推進法の一部施行について、別添2のとおり、厚生労働省医政局長より日本医師会会長宛に周知依頼が来ており、日医発第731号、地Ⅰ179で別途発信いたします。

記

1. 今回の法律改正の主旨・概要

医療機関は主体的に「医療従事者の離職防止・定着対策」に取り組む必要がある。厚生労働大臣はそのための「指針」を定め、都道府県は支援の仕組みとして勤務環境改善支援センターの設置に努めることとしている。

2. 留意事項

<1> 医療機関の責務

医療機関の管理者は、医療法に定められた「指針」(=「医療分野の『雇用の質』向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」)に基づき、勤務環境改善の取組を進める。取組にあたっては、現状分析、改善方針の表明、計画の策定・実施、見直しというPDCAサイクルにより計画的に取組を行うように努める。



＜2＞都道府県の事務等

- ・都道府県またはその委託を受けた者は「勤務環境改善支援センター」を設立する。また、「勤務環境改善支援センター運営協議会」を設置し関係者が連携して運営を進める。
- ・運営にあたっては、「地域医療支援センター」「ナースセンター」など各種の施策も合わせ地域の実情に応じた効果的な取組を実施する。

＜3＞勤務環境改善支援センター（以下、「支援センター」）の事業

- ・地域の関係者と連携し、支援センターの周知を図る。
- ・支援センターは、①医療機関の自主的取組、②各医療機関内での目的意識共有、③恒常的な改善が図れるシステム構築（PDCAサイクル）、④できる限り多くの医療機関の取組実施、を目指す。
- ・支援センターは医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザーを配置する。
- ・支援の実施方法としては、システム導入のための研修・ワークショップ、医療機関の訪問支援など、ニーズに応じた柔軟な手法を講じる。
- ・地域医療支援センター、女性医師バンクをはじめとした関係機関と連携協働した支援を行う。
- ・財源としては、「新たな財政支援制度」として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を活用していく。

3. 「勤務医の健康支援に関する検討委員会」の取組との関わり（別添3）

2.＜1＞の「指針」には、日本医師会の「勤務医の健康支援に関する検討委員会」が作成した「勤務医労務管理に関する分析・改善ツール」が掲載されています。

「分析・改善ツール」による勤務環境改善の取組は、改正医療法に基づくものとなります。都道府県医師会におかれましては、このツールを活用した研修・ワークショップを支援センターの事業としてご活用いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上

医政総発1001第1号

平成26年10月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（公 印 省 略）

医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「法」という。）については、本年6月25日に公布されたところですが、法第3条による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正により、医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項について、本日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日に公布され、また、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）が本年9月26日に告示されるとともに、その周知について、「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日付 医政発0926第5号）において依頼しました。

本年10月1日から施行される医療従事者の勤務環境の改善等に係る医療法及び整備省令の関係規定並びに指針の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 趣旨及び概要

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善の推進による「医療従事者の離職防止・定着対策」を講ずる必要がある。今回の改正は、こうした観点から、

- （１）医療機関の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、厚生労働大臣は、そのための指針となるべき事項を定めるものとする（医療法第30条の13及び第30条の14関係。平成27年４月１日以降は第30条の19及び第30条の20）
- （２）都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めるものとし、それらの事務を実施するための拠点としての機能の確保に努めるものとする（医療法第30条の15関係。平成27年４月１日以降は第30条の21）

等の規定を医療法に設け、これらを通じて、医療従事者の勤務環境の改善を促進するものである。

第二 内容及び留意事項等

- 1 医療機関の管理者の責務（医療法第30条の13関係。平成27年４月１日以降は第30条の19）

医療機関の管理者は、当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこと。

具体的には、第二の２の厚生労働大臣が定める指針に基づき、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善の具体的な取組を行うよう努めること。

- 2 厚生労働大臣が定める指針（医療法第30条の14関係。平成27年４月１日以降は第30条の20）

厚生労働大臣は、医療従事者の勤務環境の改善のために医療機関の管理者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、これを公表するものとする。

本規定に基づき、医療機関における医療勤務環境改善マネジメントシス

テム（医療機関において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。以下同じ。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示した「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（平成26年厚生労働省告示第376号）を告示したものであること。

「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日付医政発0926第5号）で示したとおり、指針第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月厚生労働省「医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」）とし、医療機関の管理者が、指針に基づき医療従事者の勤務環境の改善のための具体的な措置を講ずるに当たっては、手引書を参考にすること。なお、手引書については、今後必要に応じて更新されることに留意いただきたいこと。

3 都道府県の事務等（医療法第30条の15関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

① 医療従事者の勤務環境の改善を促進するために都道府県が実施する事務（第30条の15第1項関係）

都道府県は、医療機関の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言その他の援助、調査及び啓発活動その他の必要な支援を行うなど、医療従事者の勤務環境改善の促進に努めること。

都道府県は、医療計画及び地域医療構想の策定を行うなど、地域の医療提供体制の確保に関する主要な役割を担う主体であり、こうした取組の一環として、医療従事者の勤務環境の改善についても、効果的な取組を実施することが求められているところである。例えば、様々な医師・看護職員確保関連の対策（地域医療支援センター、ナースセンターの運営等）をはじめとした都道府県の医療行政が担う各種施策と医療機関の勤務環境改善に関する施策を連携させるなど、地域の実情に応じた効果的な取組を実施いただきたいこと。

② 事務の委託（第30条の15第2項関係）

都道府県は、第二の3①の事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができるものであること。

「厚生労働省令で定める者」とは、整備省令において、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とされていること。具体的には、地域において医療に関する公益的な事業を実施する非営利法人等こうした事務を適切に実施する能力を有する法人が考えられるものであること。

③ 医療勤務環境改善支援センター（第30条の15第3項関係）

都道府県又は都道府県から委託を受けた者は、第二の3①の事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能（「医療勤務環境改善支援センター」（以下「支援センター」という。）の確保に努めるものとする。

（1）支援センターの設置形態

支援センターについて、都道府県が直営で設置する場合と、第二の3②により法人に委託する場合のいずれの場合においても、都道府県は、支援センターの運営に主体的かつ適切に関与すること。なお、いずれの場合においても、第二の3③（3）に記載する医療勤務環境改善支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、これに、都道府県の医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局等の関係団体・関係機関の参画を得るなどして、支援センターが地域の関係者の主体的な関与の下に運営されるよう配慮すること。

（2）支援センターの事業内容

ア 医療勤務環境改善マネジメントシステムの活用促進

支援センターにおいては、指針等に基づき、医療勤務環境改善マネジメントシステムについて、可能な限り、多くの医療機関が活用し、その勤務環境の改善に向けた自主的な取組が促進されるよう、地域の関係者と連携し、医療機関に対する周知と支援を図るものとする。

イ 支援の基本方針

医療勤務環境改善マネジメントシステムによる各医療機関の取組を効果的に実施するためには、医療機関による自主性をもった改善

活動が不可欠となる。そのため、各医療機関の管理者や医療従事者が勤務環境を改善する目的意識を共有し、参加型の改善システムによりPDCAサイクルによる取組を進めることが必要であること。

また、医療勤務環境改善マネジメントシステムは、勤務環境の改善が必要と考えられる特定の医療機関のみを対象とする趣旨の制度ではなく、できる限り多くの医療機関を対象として、恒常的に勤務環境の改善と向上が図られるプロセスの実施を目指すものであること。

ウ 支援の実施体制

支援センターにおいては、勤務環境改善に取り組む医療機関の多様なニーズに応えられるよう、ワンストップによる専門的・総合的な相談支援体制を構築することが望ましいことから、次に掲げる専門スタッフの配置など適切な体制の確保を図られたいこと。

また、医療労務管理アドバイザーの配置による労務管理に関する相談支援体制の構築については、都道府県労働局が実施する委託事業が担うこととしており、支援センターの運営に当たっては、これと一体的に運営を行っていただきたいこと。

なお、支援センターについては、例えば、他の医療関係の業務を行う拠点等と一体的に設置・運営するなど、地域の実情に応じた柔軟な形態で実施することも差し支えないものであり、より効果的な支援が行える体制を検討いただきたいこと。その場合においても、医療機関から医療勤務環境改善の支援拠点であることが認識できるよう、「医療勤務環境改善支援センター」である旨を明示することが望ましいものであること。

- ・ 医業経営アドバイザーの配置

医療機関の勤務環境改善に対する支援に当たっては、経営面の助言が不可欠であり、診療報酬面、医療制度・医事法制面、組織マネジメント・経営管理など医業経営に関する専門知識を有するアドバイザー（医業経営アドバイザー）を配置することが求められること。

なお、医業経営アドバイザーの配置等の所用経費については、消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を積極的に活用願いたいこと。

- ・ 医療労務管理アドバイザーの配置

医療機関の勤務環境の改善に対する支援に当たっては、勤務シフトの見直し、労働時間管理、休暇取得促進、就業規則の作成・変更、

賃金制度の設計、安全衛生管理や福利厚生など労務管理面全般にわたる相談支援が不可欠となることから、社会保険労務士等の労務管理に関する専門知識を有するアドバイザー（医療労務管理アドバイザー）を配置することが求められること。

なお、医療労務管理アドバイザーの配置は、都道府県労働局の委託事業が担うこととなるため、都道府県労働局との連携・協議を行っていただきたいこと。

- ・ 地域の関係機関との連携体制の構築（運営協議会の活用等）

支援センターによる支援を効果的に実施するためには、都道府県が主体的に関わり、支援センターと地域の医療等に関わる関係者による連携体制を構築することが不可欠となる。そのため、運営協議会等の場を活用するなどして、都道府県の医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局その他地域の実情に応じた関係機関との連携体制を構築することが求められること。

- ・ 事務処理体制

上記に掲げる取組が円滑かつ適切に実施できるよう事務処理体制を適切に整備することが求められること。

エ 支援の実施手法

a 多様な支援手法

支援センターによる支援の実施手法としては、医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づき、各医療機関におけるPDCAサイクルによる勤務環境改善の取組の促進をより効果的に図る観点から、

- ・ 医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入支援のための集合研修・説明会・ワークショップの実施
- ・ 各医療機関からの個別の相談対応
- ・ 各医療機関への訪問支援
- ・ 各医療機関への個別ニーズに応じ、他の支援機関との連携支援など、個々の支援ニーズに応じ、柔軟な手法を講じることが求められること。

b 関係機関・関係団体と連携・協働した支援

支援センターによる支援に当たっては、関係行政機関はもとより、関係団体等と十分に連携・協働した上での支援を行うことが求められること。

また、求められる支援内容によっては、支援センターに配置されているアドバイザーによる相談のみでは対応が困難な場合が想定されるが、そうした場合には、関係団体の取組との連携、他の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や関係する支援機関と連携・協働した支援を行うなど、支援センターがワンストップ性を発揮し、関係機関との「ハブ機能」を果たすなどして的確な支援が実施されるよう配慮願いたいこと。

なお、支援に当たっては、こうした連携を図った上で、さまざまな公的な相談制度や補助制度・支援制度等の活用も視野に入れることが求められるが、その例としては、下記のようなものが考えられること。

[支援センターとの連携が想定される各種相談支援制度・アドバイザー機能の例]

- ・ 女性医師バンク・女性医師支援相談窓口の相談員（都道府県等）
- ・ 地域医療支援センター（都道府県）
- ・ ナースセンター就業相談員（都道府県看護協会ナースセンター）
- ・ 雇用均等指導員等（都道府県労働局）
- ・ ハローワークのアドバイザー（ハローワーク）
- ・ メンタルヘルス等に関する相談員（産業保健総合支援センター）
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策推進センター（商工会議所など） 等

[活用しうる各種支援制度の例]

- ・ 消費税を財源とした「新たな財政支援制度」として新たに各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を活用した医療機関に対する助成制度等（院内保育所の設置費、運営費、医療機関等での医療クランクや看護補助者の配置やその活用に関する研修、ICTシステム導入等に対する財政支援、救急医や産科医等の処遇改善を図る医療機関等に対する財政支援、その他関連する支援等）
- ・ 労働時間等の改善・向上に取り組む医療機関を対象とした助成金（職場意識改善助成金）その他の都道府県労働局関連の助成金（各都道府県労働局）
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・公表制度

- ・上記計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業が「子育てサポート企業」として認定され、次世代認定マーク（くるみん）の利用が可能となる制度及び認定企業への税制措置制度
- ・従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に取り組む事業主などを支援する「両立支援助成金」制度 等

c ホームページの活用

厚生労働省において、医療機関において取組が行われた勤務環境改善に関する好事例等を紹介するホームページを開設する予定であるので、支援センターでの支援に当たっては、積極的に活用いただきたいこと。なお、当該ホームページについては、追って、その詳細等をお知らせすること。

d 医業経営面での研究成果等の活用

医療機関への支援に当たっては、医業経営面でのノウハウが不可欠であるが、厚生労働省の委託研究事業（医療施設経営安定化推進事業）として実施された過去の研究成果等が厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/anteika.html>）に公表されているので、活用いただきたいこと。

（３）医療勤務環境改善支援センター運営協議会

医療機関の勤務環境改善を効果的に支援するためには、支援センターの責任主体である都道府県の主催の下、地域の関係者が連携して支援センターの運営を図ることが必要となる。

このため、おおむね、次のメンバーを含む地域の実情に応じた構成により、医療勤務環境改善支援センターの運営に関する協議の場として運営協議会を設置いただきたいこと。

- ・ 医師会、看護協会、病院団体等の地域の医療関係団体
- ・ 社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会等医療機関の支援を行う関係団体
- ・ 都道府県労働局等の関係行政機関
- ・ その他地域の実情に応じて必要と判断する関係者

運営協議会の設置方法としては、新たに会議を設置する方法によるほか、既存の医療対策に関する協議会を活用する方法（既存の会議に

部会を設置する方法等を含む。)等も含め、地域の実情に応じた柔軟な方法を検討いただきたいこと。また、運営協議会の庶務(事務局)については、支援センターが担うことも可能であるが、その場合であっても、都道府県は、運営協議会の運営に主体的に関与することが必要であること。

また、運営協議会の協議事項としては、手引書の周知方法、医療機関に対する支援方法、第二の3③(5)ウに記載する年次活動計画に関すること等が想定されるものであること。

(4) 支援センターの運営財源

ア 医業経営アドバイザー関連経費

第二の3③(2)ウに記載したとおり、医業経営アドバイザー関連経費については、消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能であるので、基金に関する計画に盛り込むなど、引き続き、所要の手続を進めていただきたいこと。

イ 医療労務管理アドバイザー関連経費

第二の3③(2)ウに記載したとおり、医療労務管理アドバイザー配置に要する経費(関連する事務費を含む。)は、都道府県労働局の委託事業によることとしているので、引き続き、所管の都道府県労働局との十分な連携・協議を行っていただくようお願いしたいこと。

(5) その他の留意点

ア 医療機関の勤務環境改善に要する助成

消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」については、支援センターの運営費のみならず、都道府県の判断により、勤務環境改善計画に基づく各医療機関の取組に対しての助成にも活用することが可能であるので、引き続き、積極的な活用を検討いただきたいこと。

イ 本年度における留意点

支援センターについては、本年10月1日に医療従事者の勤務環境の改善に係る医療法の関係規定が施行され、都道府県において勤務環境改善の支援拠点の確保に努める義務が開始することにかんがみ、

各都道府県におかれては、可能な限り、本年度中に設置していただきたいこと。

支援センターが未設置の都道府県においては、都道府県労働局の委託事業として、社会保険労務士等による「医療労務管理相談コーナー」を暫定的に設置することとしているが、この場合、可能な限り、本年度中に支援センターを発足させ、暫定的な体制を解消することが求められる。支援センターの発足に当たっては、都道府県労働局の事業である「医療労務管理相談コーナー」業務の支援センターへの円滑な移行等を図る方策等について、都道府県労働局をはじめ、運営協議会を活用するなどして、地域の関係者との密接な連携を図っていただきたいこと。

ウ 年次活動計画の策定について

医療勤務環境改善の取組を円滑に進めるため、「医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について（依頼）」（平成26年6月27日厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、各都道府県に対し、下記の内容を盛り込んだ本年度における年次活動計画を策定し、策定後には地域の関係者間で共有するとともに、速やかに厚生労働省へ提出することを依頼したところである。

（年次活動計画に盛り込む内容）

- ・ 本年度中に手引書に基づき勤務環境改善計画を策定する医療機関の割合等の地域における達成目標
- ・ 手引書の周知方法
- ・ 手引書に基づく改善計画に取り組む医療機関に対する支援方法（例：アドバイザー派遣等の訪問支援、支援センター等での相談対応、地区別合同相談会等）
- ・ 支援センターの設置時期、設置方法、予算確保の見通し等
- ・ その他、各医療機関における勤務環境改善計画策定状況の把握、当該計画に基づく勤務環境改善に関する取組等の円滑な実施に必要と考えられる事項（例：計画策定後のフォローアップ等）

年次活動計画については、毎年度、各都道府県で策定し、厚生労働省へ提出していただくことを想定しており、上記の「年次活動計画に盛り込む内容」も含めた来年度（平成27年度）における年次活動計画の策定等を別途依頼する予定であるので、あわせて御了知い

ただきたいこと。

④ 秘密漏えいの禁止（第30条の15第4項関係）

第二の3②による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、法令に基づく場合等の正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

4 国による協力（医療法第30条の16関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

国は、第二の3①の都道府県の事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

厚生労働省では、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する調査研究、普及啓発、情報発信についての検討等を行っているところであり、今後、各都道府県に対して、これらに関する情報提供や協力依頼等を行っていく予定であるので、御了知いただきたいこと。

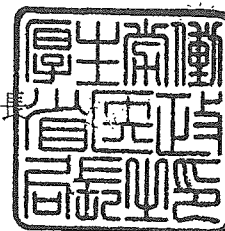
別添2

医政発0926第6号

平成26年9月26日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

平成26年9月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）のうち、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の一部改正等については、既に本年6月25日から施行され、その旨の周知を「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の一部の施行等について」（平成26年6月25日付、医政発0625第1号・社援発0625第1号・老発0625第1号）において、お願いしたところです。

医療介護総合確保推進法のうち、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（病床機能報告制度に関する規定、医療従事者の確保等に関する規定）、②外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）の一部改正（臨床修練及び臨床教授等に関する規定）、③良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）の一部改正（持分なし医療法人への移行に関する計画についての厚生労働大臣の認定に関する規定）等については、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号。以下「整備政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日付けで公布され、また、「医療法施行規則第30条の33の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件」（平成26年厚生労働省告示第362号。以下「報告方法告示」という。）が本年9月25日付けで告示され、さらに、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。

以下「勤務環境改善告示」という。)が本日付けで告示されました。

これらの趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 病床機能報告制度に関する規定

1 病床の機能の区分

医療法第30条の12第1項の「病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分」の名称及び内容は、以下の通りとすること。（整備省令第1条の規定による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）第30条の33の2関係）

- (1) 高度急性期機能（急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供する機能をいう。）
- (2) 急性期機能（急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能（（1）に該当するものを除く。）をいう。）
- (3) 回復期機能（急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた、医療又はリハビリテーションの提供を行う機能（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）をいう。）
- (4) 慢性期機能（長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させる機能をいう。）

2 報告事項

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、以下の事項を報告するものとする。

(1) 病床の機能

- ① 基準日（報告を行う日の属する年の7月1日）における病床の機能（医療法第30条の12第1項第1号及び新規則第30条の33の3関係）
- ② 基準日から6年間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）（医療法第30条の12第1項第2号及び新規則第30条の33の4関係）

(2) 病床の機能以外の報告事項

- ① 病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容（医療法第30条の12第1項第3号及び報告方法告示の表第1欄第5号から第14号まで関係）
- ② 構造設備及び人員の配置その他必要な事項（医療法第30条の12第1項第4号、新規則第30条の33の5及び報告方法告示の表第1欄第3号及び第4号関係）

3 報告方法

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、1年に1回、10月1日から同月31日までに報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項関係）
ただし、平成26年の報告については、10月1日から11月14日までにを行うものとする。こと。（整備省令附則第2項関係）
- (2) 病床機能報告対象病院等の管理者は、報告方法告示の表第1欄に掲げる報告内容（病床の機能、構造設備及び人員の配置その他必要な事項、入院患者に提供する医療の内容）に応じ、同表の第2欄に掲げる報告単位（病棟、病院又は診療所）を基本として、同表の第3欄に掲げる報告方法（ファイル等に記録する方法、レセプト情報による方法）により、報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項及び報告方法告示関係）
- (3) 上記（2）の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下「受託者」という。）を経由する方法（当該受託者への報告は、インターネット上で報告する方法、CD-R等の電子記録媒体を郵送する方法、書面を交付する方法により行うものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第2項関係）
- (4) 上記（2）の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（当該受託者への報告は、病床機能報告対象病院等が提出する電子レセプトデータによる情報から、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の枠組みを活用して行われるものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第3項関係）

4 報告事項の変更

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能に係る医療の提供が必要と判断したときには、速やかに、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に、基準日後病床機能の変更を報告する

ものとする。こと。（医療法第30条の12第2項及び新規則第30条の33の7第1項関係）

（2）上記（1）の変更の報告については、報告方法告示で定めるところによるものとする。こと。（新規則第30条の33の7第2項関係）

5 厚生労働大臣による情報提供の求め

厚生労働大臣は、地域における病床の機能の分化及び連携等に関する基本的な事項を定めるために必要があると認めるときは、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、受託者を經由して、ファイル等に記録する方法又はレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。こと。（医療法第30条の3の2及び新規則第30条の27の2関係）

6 国の開設する病院等の特例

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所（宮内庁病院）については、病床機能報告制度に関する医療法の規定は、適用しないものとする。こと。（整備政令第1条の規定による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条第2項及び第3項関係）

第二 医療従事者の確保等に関する規定

1 医療従事者の勤務環境の改善に関する事項

（1）都道府県が、医療従事者の勤務環境の改善に関する事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。こと。（医療法第30条の15第2項及び新規則第30条の33の8関係）

（2）病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステム（病院又は診療所において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示すこと。

また、勤務環境改善告示第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月「医療従事者の勤務環

境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」）とすること。（勤務環境改善告示関係）

2 地域における医師の確保に関する事項

都道府県が、病院及び診療所における医師の確保を図るための事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者（ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の事務を委託する場合にあっては、あらかじめ、当該事業の許可を受け又は届出書を提出した者に限る。）とすること。（医療法第30条の19第3項及び新規則第30条の33の10関係）

第三 臨床修練及び臨床教授等に関する規定

1 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第363号）の一部改正（整備政令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令」に改正すること。

（2）手数料に関する事項

臨床教授等の許可の申請並びに臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間の更新の申請に当たって納付する手数料の額を、現行の臨床修練の許可申請に係る手数料の額と同様、15,300円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、15,100円）と定めること。

2 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号）の一部改正（整備省令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則」に改正すること。

（2）臨床修練病院等の指定に関する事項

臨床修練病院等の指定を受けることができる診療所は、臨床修練病院等の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された診療所とし、指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

（3）臨床教授等病院の指定に関する事項

臨床教授等病院の指定を受けることができる病院として、①大学附属病

院、②特定機能病院、③国立高度専門医療研究センター、④臨床教授等病院の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された病院を定めるとともに、④の病院が指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

(4) 臨床教授等の実施状況の報告に関する事項

臨床教授等病院の長は、毎年4月30日までに、その前年度の臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

(5) 入国前に臨床修練等の許可を受けることができる者に関する事項

本邦に入国する前に臨床修練又は臨床教授等の許可を受けることができる者として、在留資格認定証明書が交付されている者を定めること。

(6) 臨床教授等許可証に関する事項

臨床教授等許可証の様式を定めるとともに、臨床教授等外国医師等が臨床教授等を行うときの臨床教授等許可証の着用義務を定めること。

(7) 各種申請手続に関する事項

①臨床教授等の許可の申請手続、②臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続、③臨床教授等許可証の書換え交付及び再交付の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。

(8) 総括臨床教授等責任者に関する事項

臨床教授等病院の長は、当該病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから1人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

第四 持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定に関する規定

- 1 持分なし医療法人へ移行する際の、①移行計画に関する厚生労働大臣の認定の申請手続、②移行計画の変更に関する厚生労働大臣の認定の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。（新規則附則第56条から第58条まで関係）
- 2 厚生労働大臣が移行計画の認定を取り消すことができる場合として、不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき等を定めること。（新規則附則第59条関係）
- 3 移行計画の認定を受けた医療法人は、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとの日から3ヶ月を経過するまでに計画の実施状況を厚生労働大

臣に報告するほか、移行計画の認定を受けた旨等の定款の変更の認可を受けた場合又は出資者の持分の放棄その他の処分があった場合は、当該認可又は処分の日から3ヶ月を経過するまでにその旨を厚生労働大臣に報告することとし、報告書の様式や必要な添付書類を定めること。（新規則附則第60条関係）

第五 その他

1 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正（整備政令第2条関係）

医政局医事課及び医政局歯科保健課の所掌事務として、外国医師の臨床教授等及び外国歯科医師の臨床教授等に関する事務をそれぞれ加えること。

2 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）の一部改正（整備省令第6条関係）

医政局医事課試験免許室の所掌事務として、臨床教授等に関する事務を加えること。

3 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の一部改正（整備省令第4条関係）

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師が記載する診療録について、電磁的方法による保存を認めるものとする。

○厚生労働省告示第三百七十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十四の規定に基づき、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を次のとおり定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針

（目的）

第一条 この指針は、病院又は診療所の管理者が医師、看護師等の医療従事者その他の職員の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境を改善する活動を促進することにより、医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置の適切かつ有効な実施を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 医療勤務環境改善マネジメントシステム 病院又は診療所において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する医療従事者の勤務環境の改善に係る一連の自主的活動に関する仕組みであつて、当該病院又は診療所における業務実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

イ 勤務環境の改善に関する方針（以下「改善方針」という。）の表明及び勤務環境の改善の実施に係る体制の整備

ロ 勤務環境に関する現状の分析（以下「現状分析」という。）、勤務環境の改善に関する目標（以下「改善目標」という。）の設定及び勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の作成

ハ 改善計画の実施

ニ 改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価（以下「評価」という。）並びにこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直し

二 手引書 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関して、厚生労働省医政局長が定める手引書をいう。

（適用）

第三条 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置は、病院又は診療所を一の単位とし、組織全体の取組として実施することを基本とする。

（改善方針の表明）

第四条 病院又は診療所の管理者は、改善方針を表明し、当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知を図るものとする。

2 改善方針は、次の事項を含むものとする。

一 医療従事者の勤務環境の改善を通じて、医療従事者の確保及び定着並びに患者の安全及び健康の確保を図ること

二 当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員の協力の下に、勤務環境を改善する活動を組織全体で実施すること

三 職種にかかわらず、医療従事者の勤務環境の改善を図ること

四 医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること

(体制の整備)

第五条 病院又は診療所の管理者は、医療勤務環境改善マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次に掲げる事項を行うものとする。

一 当該病院又は診療所の管理者の適切な関与の下、当該病院又は診療所の実情に応じ、多様な部門及び職種の構成員により構成される協議組織（第十二条において「協議組織」という。）を設置（当該病院又は診療所における安全衛生委員会等の既存の組織を活用することを含む。）すること。

二 医療勤務環境改善マネジメントシステムの各過程ごとに必要な事項を記録し、その内容について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員が確認できるような体制を整備すること。

三 その他医療勤務環境改善マネジメントシステムに実効性を持たせるために必要な体制の整備を行うこと。

（現状分析）

第六条 病院又は診療所の管理者は、手引書に示された手法等を参考として、当該病院又は診療所における医療従事者の勤務環境に関する現状を定量的及び定性的に把握し、客観的に分析するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の分析の結果を踏まえ、当該病院又は診療所全体の状況を勘案して優先的に実施する措置を決定するものとする。

（改善目標の設定）

第七条 病院又は診療所の管理者は、改善方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、改善目標を設定し、当該目標においては、可能な限り一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、当該目標を医療従事者その他の職員に周知するものとする。

一 現状分析の結果

二 手引書に示された目標設定の際に留意すべき事項等

（改善計画の作成）

第八条 病院又は診療所の管理者は、改善目標を達成するため、現状分析等に基づき、一定期間に係

る改善計画を作成するものとする。

2 改善計画は、改善目標を達成するための具体的な実施事項、実施時期、実施の手順等について定めるものであり、次に掲げる事項のうち、当該病院又は診療所の状況に応じて必要な事項を定めるものとする。

一 働き方の改善に関すること

二 医療従事者の健康の支援に関すること

三 働きやすさの確保のための環境の整備に関すること

四 働きがいの向上に関すること

五 その他必要な事項

3 改善計画は、手引書に示された留意事項、様式等を参考として作成するものとする。

（改善計画の実施）

第九条 病院又は診療所の管理者は、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、改善計画の内容及びその進捗状況について当該病院又は診療所の医療従事者その他の職員に周知するとともに、その進捗状況を踏まえ、必要があると認めるときは、改善計画に定めた事項について修正するものとする。

（評価及び改善）

第十条 病院又は診療所の管理者は、手引書等を参考として、あらかじめ評価を実施する手順及びその実施者を定めるものとする。

2 評価の実施者は、改善計画の期間の終了時に評価を実施し、その結果について病院又は診療所の管理者に報告するものとする。

3 病院又は診療所の管理者は、次回の改善目標の設定及び改善計画の作成に当たって前項の評価の結果を反映する等の必要な改善を行うものとする。

（医療勤務環境改善マネジメントシステムの見直し）

第十一条 病院又は診療所の管理者は、前条の評価及び改善の結果を踏まえ、定期的に、当該病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、改善方針の見直し等の医療勤務環境改善マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

（医療従事者の参画）

第十二条 病院又は診療所の管理者は、改善目標の設定、改善計画の作成並びに評価の実施及びこれを踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しに当たっては、協議組織の議を経るほか、あらかじめ当該病院又は診療所の医療従事者の意見を聴くこと等により、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に係る医療従事者の参画を図るものとする。

（都道府県による支援の活用等）

第十三条 病院又は診療所の管理者は、この指針に定めるもののほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの運用に当たっては、医療法第三十条の十五第一項に規定する医療従事者の勤務環境の改善に関する都道府県による支援を活用するとともに、手引書等を参考として、当該病院又は診療所の状況に応じた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

Part.1 勤務環境改善マネジメントシステムを導入しましょう！

1.「雇用の質」向上により「医療の質」向上へ！

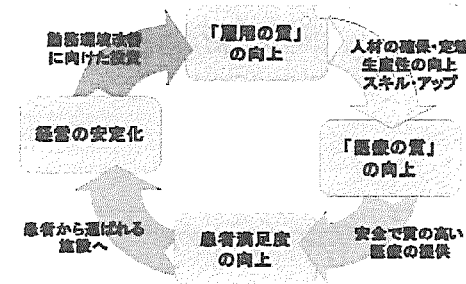
医療機関等にとって、経営的視点からも、また「医療の質」向上の観点からも、自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けて組織として発展していくことは非常に重要なテーマです。そのために不可欠な取組の1つが、医療機関等に勤務する医療スタッフが一働きやすい環境を整え、また職能専門職の集団としての働きがい高めるよう、「雇用の質」を向上させる取組です。

「雇用の質」を向上させる勤務環境改善の取組により、医療スタッフを惹きつけられる施設となるだけでなく、「医療の質」が向上します。

- 医療スタッフにとって・・・勤務負担の軽減、やりがいの向上 等
- 患者にとって・・・質の高い医療が提供される 等
- 経営にとって・・・コストの適正化、経営の質の向上 等

医療スタッフ、患者、そして経営にとってWIN-WIN-WINとなるような好循環を作る取組をスタートし、患者から選ばれる、経営の質の高い施設を実現していきましょう。

「雇用の質」とは・・・
①働き方・休み方改善
②職員の健康支援
③働きやすい環境整備
④働きがいの向上 など



医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究

改正医療法で定められた「指針」

医療分野の「雇用の質」向上のための
勤務環境改善マネジメントシステム
導入の手引き

厚生労働省

文書サイズ: 縦横 天 特大

掲載見直し/バ

テーマを探す 報道・広報 経路について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

検索: 入力してください 公開範囲: 公開範囲: 公開範囲: 公開範囲: 公開範囲: 報告書等

医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究 報告書

<全角版> (a PDF:5.211KB)

(目次)

1. 調査の目的ならびに実施概要 (a PDF:37KB)

2. 「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステム導入の手引き」策定

(1) 手引きの目的ならびに意義

(2) モデル事業の概要

(3) 策定の手引き

(1) 医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステム導入の手引き(本編、付属資料集) (a PDF:2.99KB)

(2) 医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステム導入の手引き(表) リーフレット (a PDF:34KB)

(3) 医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステム導入の手引き(表) 支援センター向けマニュアル (a PDF:33KB)

医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班

平成 26 年 3 月

改正医療法で定められた「指針」に
委員会で作成した「分析・改善ツール」が
掲載されています

「分析・改善ツール」を活用したワークショップな
ども可能です。日本医師会のホームページで
実際の様子を見ることができます。

ワークショップ プログラム例

- オリエンテーション：医師を取り巻く現状
 - ・医師不足、応召義務、厳しい職場環境
- 講義1：医師の健康支援のための労務管理のヒント
 - ・医療機関の事情をよく理解している社会保険労務士による分析・改善ツール記入演習。関連法令の解説
 - ・計画の策定。PDCAサイクルの重要性
- 講義2：事例の検討
 - ・事例をもとにグループ討議・発表・意見交換
 - ケース1：過重労働と勤務医の健康支援
 - ケース2：女性医師の就労支援
- 講義3：事例解説・小講義
 - ・医師のメンタルヘルス
 - ・勤務環境改善、女性医師の支援、産業保健としての役割
 - ・管理者が知っておくべき労務管理のイロハ
- まとめと総括

「分析・改善ツール」は日本医師会
のホームページでより鮮明に見る
ことができます。

医師のみなさまへ

医師や医学生の方々に役立つ情報を提供いたします。

医師のみなさまへ

生涯教育 on-line

生涯教育・研修支援サービスの紹介

患者の安全確保対策室

医師年金

勤務医

女性医師

学校保健

医師会ウェブサイトリンク

日本医師会ウェブサイト

関連サイト

勤務医

日本医師会では昭和50年に勤務医委員会を設置して以来、勤務医に関わる諸問題の検討を委員会を中心として行っております。

当部、勤務医に関わる情報の入手を容易にすることを目的にコーナーを設けましたので、ご利用ください。先生方のご意見をもとに改善してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

【医師の職場環境】

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2014年1月26日開催）

【厚生労働省】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2014年1月26日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会】医師の職場環境改善ワークショップ開催のお知らせ（2011年10月1日開催）

【日本医師会の活動と取り組みの紹介】

日本医師会の活動と取り組みの紹介（PowerPoint資料(.pptx)）[H.26.31](#)

【都市医師会調査】

都市医師会における勤務医に関する調査報告書（H.26.2）[7](#)

【勤務医の健康支援】

勤務医の健康支援に関する検討委員会報告書（平成25年3月）[7](#)

医師の健康支援をのぞいて、勤務医の労働環境に関する分析・改善ツール（2014年3月改訂版）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成25年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会報告書（平成24年3月）[7](#)

【全国医師会勤務医部会連絡協議会】

平成24年度 全国医師会勤務医部会連絡協議会報告書（2012.10.6）[7](#)

平成25年度 岡山宣言 [7](#)

平成24年度 兵庫宣言 [7](#)

平成23年度 記者会員の様子（2011.11.10 日医白クマ通信より）

平成23年度 富山宣言 [7](#)

平成23年度 全国医師会勤務医部会連絡協議会報告書（2011.10.29）[7](#)

平成22年度 記者会員の様子（2010.12.2 日医白クマ通信より）

平成22年度 全国医師会勤務医部会連絡協議会報告書（2010.11.10）[7](#)

平成22年度 熊本宣言 [7](#)

勤務医

【映像配信】医師の職場環境改善ワークショップ研修会 in 埼玉（2014年1月26日開催）

2014.6.18

■埼玉県医師会 医師の職場環境改善ワークショップ研修会

日時 2014年1月26日

主催 埼玉県医師会

共催 日本医師会

企画 日本医師会 勤務医の健康支援に関する検討委員会

会場 埼玉県民健康センター

前編

◆挨拶 (4:54)

埼玉県医師会常任理事
金沢 和俊

Play ▶

◆研修オリエンテーション (6:59)

労働科学研究所副所長
吉川 徹

Play ▶

◆労務管理分析・改善ツールの記入演習 (53:49)

講義 医師の健康支援の為に労務管理のヒント
ツールの紹介（健康支援・労務管理）

マインド社会保険労務士事務所所長
村上 剛久

Play ▶

「分析・改善ツール」と合わせてごらんください

後編

◆勤務医の健康支援に関する事例検討（医療現場における産業医活動も含めて）

(1) 導入：ケーススタディの進め方 (11:14)

労働科学研究所副所長
吉川 徹

Play ▶

(2) グループ討議 (01:03)

・事例検討による勤務医の健康支援課題 労務管理見直し視点の整理
・組織的な取り組み改善策、労務管理の課題に関する経験交流

Play ▶

(3) グループ発表と意見交換

「事例10：部下の過労。膨大な業務でうつ病になった整形外科医Bさん」 (25:41)

Play ▶

(3) グループ発表と意見交換

「事例11：妊娠を機に上司から心ない言葉を受けた女性外科医Cさん」 (33:42)

Play ▶

(4) 事例解説と小講義

1) メンタルヘルス (18:57)

聖路加国際病院精神腫瘍科部長・聖路加看護大学臨床教授
保坂 隆

Play ▶

(4) 事例解説と小講義

2) 勤務環境改善、女性医師支援、医療機関における産業保健 (08:45)

中田病院院長
中田 恵久子

Play ▶

(4) 事例解説と小講義

3) 施設管理者が知るべき労務管理のイロハ (14:06)

マインド社会保険労務士事務所所長
村上 剛久

Play ▶

◆まとめと総括 (5:36)

埼玉県医師会常任理事
松本 吉郎

Play ▶

医師の健康支援を目指して 勤務医の労働管理に関する分析・改善ツール(概要)

ツールの制作経緯・ねらい

- ・ 地域や医療機関によって勤務医を取り巻く環境は異なり画一的方法での解決は困難。
 - ・ 勤務医の置かれている実態と労働法令との乖離が大きいという現状もある。
- ↓
- ・ 法令をあくまで現状把握の指標として位置付け、勤務医の職場環境の改善につなげることがねらい
 - ・ 管理職、人事労務担当の方々向けに作成。時間をかけずにできる取組も多く盛り込まれている

概 要

<ステップ1>

「労務管理チェックリスト」による現状把握

- [1] 労働時間管理に関する勤務医への周知
- [2] 労働時間の適正把握
- [3] 労働時間・休憩・休日の取扱い
- [4] 時間外・休日労働協定（36協定）
- [5] 割増賃金
- [6] 勤務医の衛生管理、健康支援
- [7] 女性の勤務医の就労支援

<ステップ2> 労働環境改善の手順

- [1] 労働環境改善のチーム作りとステップ
 - ・ 労務管理に関する方針の表明
 - ・ 管理職、診療科、事務長などからなるチーム編成
 - ・ 計画・勤務時間の自主ルール策定
～すぐに取り組めるものから。優先順位をつける。
- [2] PDCAサイクル
 - ・ 6ステップ(方針表明→組織づくり→計画作成→自主監査→規則作成→実施検証)でPDCAサイクルをまわす
 - ・ 自主監査でチェックリストを再度活用
- [3] 取組開始のタイミングのヒント
 - ・ 研修や組織変更などのタイミング。問題が発生する前に実施
- [4] 検討を行う組織のヒント
 - ・ 施設トップのリーダーシップ不可欠。
 - ・ 衛生委員会など既に設置されている委員会の活用、など

医療法の改正と勤務環境改善の取組

平成25年 2月 厚生労働省「医療分野の『雇用の質』向上プロジェクトチーム報告」に日本医師会における勤務環境改善のための検討成果との連携が盛り込まれる。

平成25年 6月 社会保障審議会医療部会 医療法改正に向け議論スタート

平成25年10月 社会保障審議会医療部会で「医療勤務環境改善」等議論

平成25年12月 社会保障審議会医療部会意見
※医療機関の勤務環境改善システム導入を提言。

平成26年 2月（閣議決定、改正医療法に位置付け）
各都道府県ごとに、医療機関に対する総合的な支援体制（勤務環境改善支援センター）を設置する。

平成26年 3月 「医療分野の『雇用の質』向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（30条の14の「指針」）公表
※「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール」が盛り込まれる。

勤務医の健康支援に関する検討委員会による
取り組み推進・医療部会等への参画

平成26年6月 医療法改正

30条の13 管理者は、勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない。

30条の14 厚生労働大臣は、指針となるべき事項を定め、公表する。

30条の15 都道府県又は委託を受けた者は、勤務環境の改善促進のための拠点としての機能確保に努める（勤務環境改善支援センター）